

猫の不妊・去勢手術費の 一部を補助します！



目的

猫の飼い主等に対し、不妊・去勢手術に要した費用の一部を補助することで、望まれない妊娠により生まれる猫の殺処分数を減少させること及びそれらの猫に起因する被害等の防止を図ることで、良好な生活環境を保持すること。

受付期間

令和5年4月3日（月曜日）から令和6年3月29日（金曜日）まで

補助の対象

次に掲げる要件の全てに該当する人

- (1) 市内に住民登録があり、かつ居住している人
- (2) 猫の飼い主または所有者の判明しない猫を責任を持って世話している人
- (3) 動物病院で猫の手術を受けさせた人
- (4) 市税等の滞納がない人

補助金額

メスの場合（不妊手術）：1匹あたり 5,000円

オスの場合（去勢手術）：1匹あたり 3,000円

※1世帯あたり年度内3匹を上限とする。



申請方法（申請の流れ）

- （１）動物病院で不妊または去勢手術を受け、領収書をお願いしてください。
 - （２）手術終了後３か月以内に、窓口にて「補助金交付申請書兼手術実施報告書」（様式第１号）を記入し、添付書類を添えて申請してください。
 - （３）担当課より、「交付・不交付決定通知書」が送付され、指定された口座に補助金が振り込まれます。
- ※振り込み時期は、手続き終了後１～２か月が目安です。

申請に必要な添付書類及び持ち物

- （１）領収書の原本
- （２）申請者本人が確認できるものの写し（運転免許証、マイナンバーなど）
- （３）申請者名義の預金通帳の写し等（口座情報のわかるもの）
- （４）（必要時）市長が必要と認める書類
- （５）印鑑

申請時の注意点

○申請者と振込先の口座名義人は、同一にしてください。

○領収書について

- ・複数の申請の場合は、１匹ずつ領収書を発行してもらってください。
- ・申請書と領収書の氏名は、一致させてください。
- ・領収書には、以下の全ての内容が記載されていることが必要です。

- （１）日付
- （２）申請者の氏名（フルネーム）
- （３）猫の名前と猫であることの記載
- （４）不妊または去勢手術の別
- （５）手術の金額
- （６）領収印、動物病院名と院長名

注）記載漏れのある場合は、補助金が交付できないことがありますのでご注意ください。



問合せ先

沼田市役所 環境課環境保全係



電話 23-2111